

様式 1

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更、設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は 1 から 3 のとおりです。

令和 8 年 1 月 8 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田 美香

工 事 名	新成井浄水場新設工事
入 札 方 式	一般競争入札（事前審査型）
業 種 種 別	土木一式工事外
公 告 日	令和 7 年 11 月 18 日
入 札 日	令和 8 年 8 月 25 日
開札予定日	令和 8 年 8 月 26 日

1 公告様式（様式 2 ）

なし

2 設計図書に対する質問・回答書（様式 3 ）

なし

3 修正事項等（様式 4 ）

1 件

様式 4

修 正 事 項 等

令和 8 年 1 月 8 日

工 事 名	新成井浄水場新設工事
入 札 方 式	一般競争入札（事前審査型）
業 種 種 別	土木一式工事外
公 告 日	令和 7 年 11 月 18 日
入 札 日	令和 8 年 8 月 25 日
開札予定日	令和 8 年 8 月 26 日

修 正 前	修 正 後
<p>別記「総合評価落札方式に関する事項」</p> <p>4 技術資料作成にあたっての留意事項</p> <p>(3) 見積書</p> <p>ア (提出様式第 3 - 1 号設計に関する課題) (提出様式第 3 - <u>4</u> 号品質に関する課題) 及び (提出様式第 3 - <u>8</u> 号施工に関する課題) に係る技術提案における見積書を作成すること。</p>	<p>別記「総合評価落札方式に関する事項」</p> <p>4 技術資料作成にあたっての留意事項</p> <p>(3) 見積書</p> <p>ア (提出様式第 3 - 1 号設計に関する課題) (提出様式第 3 - <u>3</u> 号品質に関する課題) 及び (提出様式第 3 - <u>6</u> 号施工に関する課題) に係る技術提案における見積書を作成すること。</p>

なお、この修正による予定価格に変更はありません。

総合評価落札方式に関する事項

1 総合評価落札方式による理由

本工事は、民間の持つ技術力を積極的に活用し、価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、総合評価落札方式（高度技術提案型）を適用する。

2 総合評価の技術資料等の提出

- (1) 本件入札に参加する者は、総合評価の技術資料やその記入内容を証明する資料を「公告3入札日程等(5)の総合評価に係る技術資料の提出」に記載の提出期間・提出場所に、持参方式で提出すること。
- (2) 書面で提出する技術資料等は、提出者の「商号又は名称」、「当該入札に係る建設工事等の名称」、「開札日」及び「総合評価に係る技術資料が在中している旨」を記入した封筒に封入して提出すること。
- (3) 入札期間終了時までに提出されない場合、提出された技術資料に必要事項が記入されていない場合、又は求めた内容と異なるなど不適切な記入がされていた場合は、入札を無効とする場合がある。
- (4) 提出された技術資料の書換え、引替え又は撤回は認めない。

3 必要な総合評価の技術資料

- (1) 総合評価の技術資料に求める課題・評価の配点等は表1「技術評価点の評価項目及び配点」のとおりとする。
- (2) 総合評価の技術資料は、別紙1の様式により作成すること。
- (3) 提出する書類等及びその部数
 - ア 技術提案書
1部
 - イ アの書面の内容を収録したCD-R又はDVD-R(Adobe Reader DCで閲覧・印刷可能であること。)
1部

表-1 技術評価点の評価項目及び配点

	評価内容	評価基準	配点
価格以外の評価点	(1) 基本方針 評価の視点： ・本工事を実施する上での現状の課題とその改善策について ・設計・施工の一体発注を踏まえて、分担施工を行う本工事の具体的な管理方法について	施工箇所における各種条件、施工方法などを適切に把握している	8
		施工箇所における各種条件、施工方法などを把握している	0~8
		施工箇所における各種条件、施工方法などを把握していない	0
	(2) 設計に関する課題 【高度技術】 課題：浄水場への環境条件の反映について 評価の視点： ・施工性、維持管理性、動線計画を踏まえた施設配置に関する工夫 ・トータルコストを踏まえた維持管理費の縮減に関する工夫	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切であり、優位な工夫が見られる	8
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である	0~8
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない	0
	(3) 設計に関する課題 課題：場外各施設への環境条件の反映について 評価の視点： ・洪水浸水想定区域内に配置する導水ポンプ施設における施設の安定性に関する工夫 ・土砂災害特別警戒区域内に設置する配水池における施設の安定性に関する工夫	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切であり、優位な工夫が見られる	4
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である	0~4
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない	0
	(4) 品質に関する課題 【高度技術】 課題：原水水質に対する安全で安定した浄水能力の確保について 評価の視点： ・浄水水質の安全性に関する工夫 ・安定供給・非常時の早期復旧に関する工夫	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切であり、優位な工夫が見られる	8
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である	0~8
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない	0

	評価内容	評価基準	配点
価格以外の評価点	(5) 品質に関する課題 課題：配水池におけるコンクリートの水密性向上及びひび割れ抑制について 評価の視点： ・材料・配合に関する工夫 ・打設・締固めに関する工夫	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切であり、優位な工夫が見られる	4
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である	0～4
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない	0
	(6) 品質に関する課題 課題：導送水ポンプの効率性向上及び長寿命化について 評価の視点： ・ポンプ性能に関する工夫 ・材料・材質に関する工夫	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切であり、優位な工夫が見られる	4
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である	0～4
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない	0
	(7) 施工に関する課題 【高度技術】 課題：浄水場内の競合する業種間の施工管理について 評価の視点： ・各業種間の施工管理と安全対策に関する工夫 ・狭隘な施工箇所における具体的な施工方法に関する工夫	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切であり、優位な工夫が見られる	8
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である	0～8
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない	0
	(8) 施工に関する課題 課題：既設浄水場の運用への影響を踏まえた施工方法の効率化について 評価の視点： ・工程管理に関する工夫 ・試運転計画、運転切替計画に関する工夫	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切であり、優位な工夫が見られる	4
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である	0～4
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない	0

	評価内容	評価基準	配点
価格以外の評価点	(9) 施工に関する課題 課題：周辺環境対策について 評価の視点： <ul style="list-style-type: none">・隣接する中学校への騒音・振動対策に関する工夫・水運用中の浄水施設に対する粉塵対策に関する工夫	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切であり、優位な工夫が見られる	4
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である	0～4
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない	0
	(10) 地域の精通性 内容：土木一式工事に係る構成員の地域内における主たる営業所の有無（特定建設共同企業体の場合は構成員のうち1者以上）	竹原市に主たる営業所あり	2
		県内（上記を除く）に主たる営業所あり	1
		上記地域内での主たる営業所なし	0
	(11) 地域の精通性 内容：建築一式工事に係る構成員の地域内における主たる営業所の有無（特定建設共同企業体の場合は構成員のうち1者以上）	竹原市に主たる営業所あり	2
		県内（上記を除く）に主たる営業所あり	1
		上記地域内での主たる営業所なし	0
	(12) 地域の精通性 内容：電気工事に係る構成員の地域内における主たる営業所の有無（特定建設共同企業体の場合は構成員のうち1者以上）	竹原市に主たる営業所あり	2
		県内（上記を除く）に主たる営業所あり	1
		上記地域内での主たる営業所なし	0
	(13) 地域の精通性 内容：水道施設工事に係る構成員の地域内における主たる営業所の有無（特定建設共同企業体の場合は構成員のうち1者以上）	竹原市に主たる営業所あり	2
		県内（上記を除く）に主たる営業所あり	1
		上記地域内での主たる営業所なし	0

	評価内容	評価基準	配点
(14) 地域の精通性 内容：機械器具設置工事に係る構成員の地域内における主たる営業所の有無（特定建設共同企業体の場合は構成員のうち1者以上）	竹原市に主たる営業所あり	2	
	県内（上記を除く）に主たる営業所あり	1	
	上記地域内での主たる営業所なし	0	
小計		62	
80点換算			

4 技術資料作成にあたっての留意事項

(1) 表紙

(提出様式1号) 技術資料 提出書

ア 整理番号は記入しないこと。
イ 内容等について確認をする場合があるので、問合せ先も記入すること。

(2) 技術提案

(提出様式2-1~2号) 基本方針

ア 基本方針の評価の視点は表1「技術評価点の評価項目及び配点」に示すとおりとし、これを満たす方針について具体的に記述すること。これを補うため、図表等を用いることも可とする。

イ 記載は各視点A4用紙3枚以内（図表等を含む）とし、文字の大きさは9ポイントを基本とし、文字数は1,200字程度（図表等の文字数は含めない）とする。図表等の文字の大きさは問わないが、判読可能な大きさとする。

(提出様式3-1~8号) 設計・施工・品質に関する課題に係る技術提案

ア 技術提案の課題・評価の視点は、表1「技術評価点の評価項目及び配点」に示すとおりとし、これを満たす提案について記入すること。

イ 記載は各様式に示す枚数以内（図表等を含む）とし、様式枠内に記載すること。

ウ 文字の大きさは9ポイントを基本とし、図表等の文字の大きさは問わないが、判読可能な大きさとする。

エ 「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「の場合は」、「協議して」など曖昧な表現は使用せず、「時期（いつ）」、「材料・機械等（何を）」、「場所（どこに）」、「使用量（どれだけ）」など実施可能な工夫を具体的にわかりやすく記述するとともに、標準案に比べどのような効果が得られるか、また技術提案の確実性について簡潔に記入すること。なお、施工実績があれば記入または添付すること。

オ 当該箇所の諸条件（周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性）を踏まえた提案の理由を記述すること。

カ 必要に応じて構造図や説明用図表、実績データ、パンフレット、論文等を添付し得られる効果等を客観的に証明するよう努めること。

キ 添付図面等はA3用紙も認めるが、A4判に折込むこと。A3用紙の場合は2枚と計上する。

ク 技術提案は1視点に対し1提案までとする。

ケ 1視点に対し複数の提案がある場合は、記載順で1項目までを審査し、以降は審査しない。但し、提案を履行するにあたって、効果を発揮するために密接な結びつきがあり一体的な提案が必要なものについては、1提案に含めることが出来る。

コ 複数の視点に対して同じ提案が記載されている場合は、それぞれの視点に対する効果等が不明確となり評価しない、又は評価を下げることがある。

サ 工業所有権等の排他的権利に係る事項、提案内容の公表に係る書検討を記入すること。

シ 新技術・新工法を使用する場合は、NETIS番号等を記入すること。

ス 全てのページに通しのページ番号をつけ、表紙の次に目次を添付すること。

(3) 見積書

ア (提出様式第3-1号設計に関する課題) (提出様式第3-3号品質に関する課題) 及び (提出様式第3-6号施工に関する課題) に係る技術提案における見積書を作成すること。

イ 設計図書に示す工事数量総括表又は参考図書に示す内訳表における、技術提案の見積金額が該当する箇所を明記すること。

ウ 価格は、「土木設計業務等標準積算基準書(広島県)」「土木工事標準積算基準書(広島県)」「水道施設整備費に係る歩掛表(国土交通省)」「土木工事標準積算基準書(国土交通省)」「下水道用設計標準歩掛表(国土交通省)」「工業用水道工事設計標準歩掛表(経済産業省)」「公共建築工事積算基準(国土交通省)」等によることとし、準拠した図書名を摘要欄等に明記すること。

エ 材料費は、「広島県水道広域連合企業団水道用管・弁類・設備機器単価表」「広島県土木工事設計資材単価表」によるものとし、掲載の無い価格については「建設物価」「Web建設物価」「土木コスト情報」(一般財団法人建設物価調査会発行)及び「積算資料」「積算資料電子版」「土木施工単価」(一般財団法人経済調査会発行)に掲載されている単価によることとする。ただし、これによることが出来ない価格については、単価根拠書を添付すること。

オ 労務賃金は、「公共工事設計労務単価」によることとする。ただし、これによることが出来ない労務賃金は単価根拠書を添付すること。

カ 機械経費は、「請負工事機械経費積算要領」又は「広島県土木工事設計資材単価表」及び「物価資料価格」によるものとする。ただし、これによることが出来ない経費については単価根拠書を添付すること。

キ 積上げ計上が必要な間接工事費についても見積書に反映させることとする。

ク 単価適用日は令和7年10月とする。

ケ 見積書等は、予定価格を算出するための参考として提出を求めるものである。

コ 全ての見積書は広島県情報公開条例に基づく開示の対象となります。

5 総合評価に関する基準及び方法等

(1) 評価基準

各評価項目において表1「技術評価点の評価項目及び配点」に記載の評価基準に基づき評価す

る。

ア 提出様式第1号 技術資料

- 提出様式第1号が未提出であった場合、商号又は名称の記入がないものなど不適切な記入の場合は、入札を無効とする。

イ 提出様式第2-1~2号 基本方針

- 提出様式第2-1~2号 基本方針により評価する。
- 提出様式第2-1~2号が未提出であった場合、未記入で提出された場合又は当該工事とは無関係の事項が記載されるなど内容に間違いがある場合は、0点とする。
- 分担施工方式により本工事を実施する上で、施工箇所における周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性を踏まえた設計・施工上の留意事項を把握しているかを評価する。
- 図表等や施工フローのみの記載や、設計・品質・施工に関する課題へ記載した内容の転記等は評価しない。
- 文字が判読できない場合、用紙の規格や枚数が規定を満足しない場合、図表等の内容が確認できない、判読できない場合は、0点とする。

ウ 技術提案 設計に関する課題・品質に関する課題・施工に関する課題

- 表1「技術評価点の評価項目及び配点」(2)、(4)及び(7)については高度な技術を要する課題と位置づけ、提出様式第3-1号設計に関する課題に係る技術提案、提出様式第3-3号品質に関する課題に係る技術提案、提出様式第3-6号施工に関する課題に係る技術提案及び各見積書により評価する。
- 各見積書の上限額は設定しないが、増額となる場合、トータルコスト等で優位になる等、提案の優位性の説明がない場合は評価しない。
- 技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とする。
- 表1「技術評価点の評価項目及び配点」(3)、(5)、(6)、(8)及び(9)については、提出様式第3-2号設計に関する課題に係る技術提案、提出様式第3-4及び3-5号品質に関する課題に係る技術提案、提出様式第3-7及び3-8号施工に関する課題に係る技術提案により評価する。なお、記入された概算工事費（増加分）については、金額の大小で評価に差はつけない。
- 上記様式が未提出（発注者が技術提案を求めた課題・視点について1つでも提出されていない課題・視点がある場合を含む。）であった場合、求めた課題とは異なる提案を行うなど、不適切な記入（求めた課題とは異なる提案、他の工事の提案を添付、一つでも白紙（空欄）で提出された場合等）の場合は、0点とする。
- 文字が判読できない場合、用紙が規定の枚数を超える場合、図表やカタログ等の内容が確認できない及び判読できない場合には、0点とする。
- 複数の視点に対して同じ提案が記入されている場合は、それぞれの視点に対する効果等が不明確となり、評価しない又は評価を下げることがある。
- 各項目（評価の視点、提案項目、提案内容、標準案との相違点、概算工事費（増加分）、期待される効果及び提案の確実性）に明確な記入がない場合は、その技術提案は評価しない又は

評価を下げることがある。

- ・ 提案の理由が記載されていない場合は評価しない。
- ・ 期待される効果等の数値を示す場合で、その根拠が示されていない場合は評価しない。
- ・ 過度にコスト負担を要する提案と判断した場合は、より優位な評価はしない。

工 地域の精通性

- ・ 表1「技術評価点の評価項目及び配点」に記載の地域内における主たる営業所の有無を入札参加資格者名簿及び入札参加資格認定通知書（主たる営業所の特例）で確認し評価する。

(2) 総合評価の方法

ア 価格以外のその他の要素に係る評価項目ごとの技術資料の内容に応じ、加算点を与える。

なお、標準点（基礎点）を100点とし、加算点の最高点数は80点とする。

イ 総合評価は、標準点（基礎点）と加算点（各評価項目の合計を最高点数に換算。換算した加算点は少数第1位（少数第2位を四捨五入）とする。）を合計した点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点 = 標準点（基礎点） + 加算点（価格以外の評価点の合計を最高点数に換算）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格（税抜、単位：千円） × 1,000

ウ 求められる評価値は、少数第4位（第5位を四捨五入）とする。

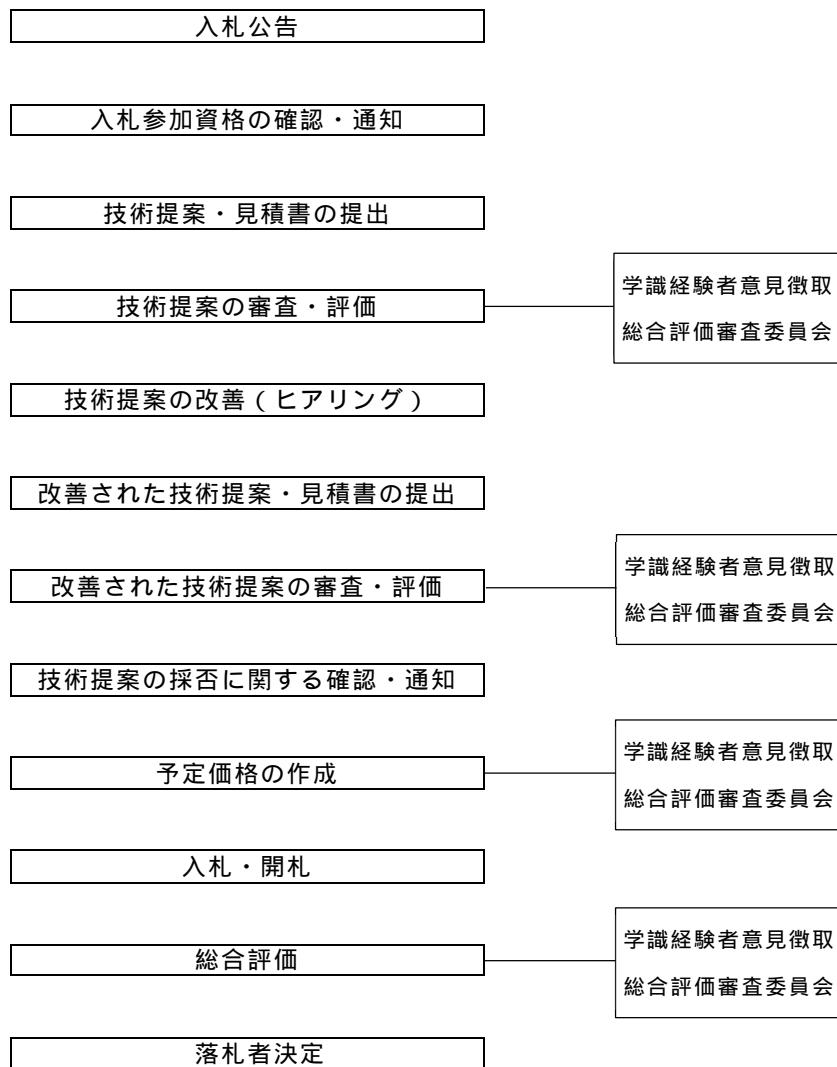
(3) 落札者の決定方法

(2)の「総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

（一般競争（事前審査型）公告共通事項「8 落札者の決定方法」により落札者を決定する。）

(4) 落札者決定の手順

ア 落札者を決定する手順は、次に示すとおりとする。



イ ヒアリング

提出された技術資料の実現性及び確実性等を確認するため、ヒアリングを行う。技術資料の内容について、最低限の要求要件や施工条件を満たさない場合又は関係法令等に違反する等の場合には、必要に応じて改善提案を要請する。

ウ 技術提案の再提出

ヒアリングにより、技術提案の改善を要請した場合は、技術提案の改善をすることができる。

エ 技術提案の採否

提出された技術提案等が、審査及び評価により採否が明らかになった場合は、その結果を入札参加希望者に通知する。

オ 技術提案が認められない場合の入札参加

技術提案が適正と認められなかった場合には、標準案により入札に参加することができる。技術提案について部分的に採用された場合は、部分的に採用された技術提案と標準案で入札に

参加できる。

(5) 予定価格の設定

技術資料及び技術提案に関連する見積書を基に積算を行い、予定価格を設定する。採用する見積書は、高度な技術を要する課題に係る最も技術評価点が高い入札希望者の技術資料及び技術提案に関連する見積書とする。

なお、予定価格の設定に伴う仕様書等の変更は行わない。また、入札参加者に対して内容の通知等は行わない。

(6) 低入札価格調査基準価格の設定

予定価格に見積を採用された者については、予定価格から低入札価格調査基準価格（以下、基準価格）を設定し、それ以外の者については、その者の技術資料及び技術提案に関連する見積書を基に基準価格に相当する価格を算定し、基準価格とする。基準価格の算定は、「広島県水道広域連合企業団建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第4条2(2)電子入札案件以外」による。

(7) 評価内容の担保

受注者は、発注者からの指示が無い限り、技術資料の記載事項について原則として全て履行しなければならない。また、技術提案に記入された内容は、契約後に提出する施工計画書に反映させるものとする。

受注者の責により、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、工事成績評定点の減点を行うものとし、減点方法は工事成績評定表の「法令遵守等」において行うものとする。

6 苦情申立等

入札者で落札者とならなかったものは、落札者として選定されなかった理由の説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県水道広域連合企業団休日を定める条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第2条第1項に規定する県水道広域連合企業団の休日を除く。）以内に、広島県水道広域連合企業団建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき契約担当職員に申立てることができる。

7 評価内容の説明

入札者は、自らの評価内容についての説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県水道広域連合企業団休日を定める条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第2条第1項に規定する県水道広域連合企業団の休日を除く。）以内に、広島県水道広域連合企業団建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき契約担当職員に申立てができる。